



8月18日 17時00分公表

令和3年8月18日
内閣府（防災担当）

令和3年8月11日からの大雨による災害にかかる
災害救助法の適用について【第9報】

1. 災害の概要

令和3年8月11日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、全国で6県21市町村に災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	長野県	2	3	1	6
2	島根県	1	2	0	3
3	広島県	3	1	0	4
4	福岡県	<u>3</u>	0	0	<u>3</u>
5	佐賀県	2	1	0	3
6	長崎県	<u>2</u>	0	0	<u>2</u>
6県合計		<u>13</u>	7	1	<u>21</u>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【長野県】 岡谷市 (おかやし) 諏訪市 (すわし) 上伊那郡辰野町 (かみいなぐんたつのまち) 木曽郡上松町 (きそぐんあげまつまち) 木曽郡王滝村 (きそぐんおうたきむら) 木曽郡木曽町 (きそぐんきそまち)	8 月 15 日	8 月 11 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【島根県】 江津市 (ごうつし)	8 月 12 日	8 月 11 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
邑智郡川本町 (おおちぐんかわもとまち) 邑智郡美郷町 (おおちぐんみさとちょう)	8 月 13 日		
【広島県】 広島市（全区） (ひろしまし) 三次市 (みよしし) 安芸高田市 (あきたかたし) 山県郡北広島町 (やまがたぐんきたひろしまちょう)	8 月 12 日	8 月 11 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用
【福岡県】 久留米市 (くるめし) 八女市 (やめし) みやま市 (みやまし)			

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
【佐賀県】 武雄市 (たけおし) 嬉野市 (うれしのし) 杵島郡大町町 (きしまぐんおおまちちょう) 【長崎県】 雲仙市 (うんぜんし) <u>南島原市</u> (みなみしまばらし)	8 月 12 日	8 月 11 日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等

本件問合せ先
 内閣府政策統括官（防災担当）付
 参事官（被災者生活再建担当）付
 阿部、森戸、柚上、戸倉、山地
 TEL 03-5253-2111（内線51276）
 03-3503-9394（直通）

災害救助法（S22年法118）の概要

※平成25年度厚生労働省
から内閣府に移管。

「災害対策基本法」を中心に、災害類型に応じて各々の個別法によって対応する仕組みの中で、**「災害救助法」は、発災後の応急期における応急救助に対応するための法律**である。

■ 災害が発生した場合の対応

災害予防

災害

応急救助（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、災害弔慰金法など）

■ 災害が発生するおそれがある場合の対応

災害
予防

大規模な
災害のお
それ

国の災害
対策本部
が設置

おそれ段階の応急救助
（災害救助法）

災害

応急救助
（災害救助法）

復旧・復興

（被災者生活再建支援法、
災害弔慰金法など）

1. 制度概要

- （１）災害救助法に基づく救助は、都道府県知事等の行う「**法定受託事務**」である。
- （２）都道府県知事等が適用基準に該当する市町村において現に救助を必要とする者に行う。（法第２条第２項）
- ① 災害により一定数以上の住家の滅失（全壊）が生じた場合（令第１条第１項第１号～第３号）
- ② 多数の者に生命又は身体への危害が生じ継続的な救助が必要な場合等（令第１条第１項第４号）
- （３）災害が発生するおそれがある場合において、国に災害対策本部が設置され、その所管区域が告示されたときは、都道府県知事等が、当該災害により被害を受けるおそれがあり、現に救助を必要とする者に救助を行うことができる。（法第２条第２項）

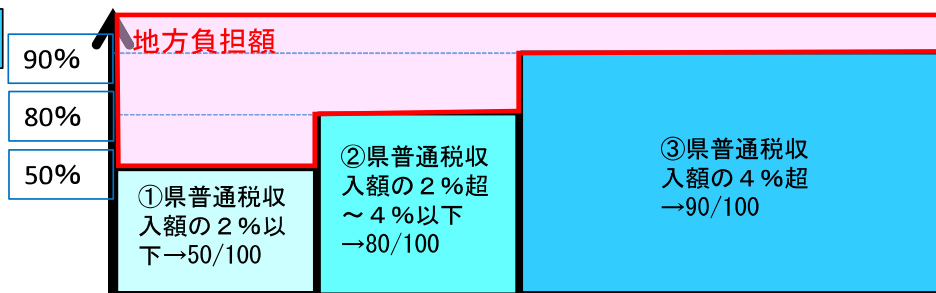
		市町村（基礎自治体）	都道府県
救助法を適用しない場合		救助の実施主体 （基本法５条）	救助の後方支援、総合調整（基本法４条）
救助法を適用した場合	救助の実施	都道府県の補助（法１３条２項）	救助の実施主体 （法２条） （救助実施の区域を除く（法２条の２））
	事務委任	事務委任を受けた救助の実施主体 （法１３条１項）	救助事務の一部を市町村に委任可 （法１３条１項）
	費用負担	費用負担なし（法２１条）	掛かった費用の最大100分の50 （残りは国が負担）（法21条）

2. 救助の種類、程度、方法及び期間

（１）避難所の設置（S22～）	（５）被服、寝具その他生活必需品の給与・貸与（S22～）	（９）学用品の給与（S22～）
（２）応急仮設住宅の供与（S28～）	（６）医療及び助産（S22～）	（10）埋葬（S22～）
（３）炊き出しその他による食品の給与（S22～）	（７）被災者の救出（S28～）	（11）死体の搜索・処理（S34～）
（４）飲料水の供給（S28～）	（８）住宅の応急修理（S28～）	（12）障害物の除去（S34～）

- **一般基準**：救助の程度、方法及び期間は、応急救助に必要な範囲内において、**内閣総理大臣が定める基準**（※）に従い、あらかじめ、都道府県知事等が、これを定める。（※平成25年内閣府告示第228号）
- **特別基準**：一般基準では救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、**内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、特別基準**（※）を定めることができる。（※令第３条第２項）

3. 国庫負担



例：普通税収入約1000億円の自治体において、救助費用100億円が生じた場合
国庫負担額 = ① (20億円の50%) + ② (20億円の80%) + ③ (残り60億円の90%) = 計80億円